

新（赤文字部分が変更箇所）：2022年9月15日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）：現状
<p>第9条 スポーツじチケット購入手続き</p> <p>1.お客さまが本サービスを利用してスポーツじチケットを購入する場合は、「スポーツじ約款」の定めにかかわらず、当行所定の方法で購入手続きを行うものとします。また、購入するスポーツじチケットにかかる対象試合等又は特定対象試合等の情報の確認については、「スポーツじ約款」の定めにかかわらず、当行所定の方法で行うものとします。</p> <p>2.スポーツじチケットの購入金額および購入口数の上限については、「スポーツじ約款」第7条に定めるとおりとします。</p> <p>5.スポーツじチケットの購入手続きは、当該購入手続きにかかる情報をセンターが受信し、有効な購入手続きとして正常に処理された時点で完了するものとし、当行は、購入手続きが完了した場合、お客さまがスポーツじチケットにかかる対象試合等又は特定対象試合等の情報および投票内容について、確認を行ったうえで購入したものとみなします。</p>	<p>第9条 スポーツじチケット購入手続き</p> <p>1.お客さまが本サービスを利用してスポーツじチケットを購入する場合は、「スポーツじ約款」の定めにかかわらず、当行所定の方法で購入手続きを行うものとします。また、購入するスポーツじチケットにかかる対象試合等の情報の確認については、「スポーツじ約款」の定めにかかわらず、当行所定の方法で行うものとします。</p> <p>2.スポーツじチケットの購入金額および購入口数の上限については、「スポーツじ約款」第8条に定めるとおりとします。</p> <p>5.スポーツじチケットの購入手続きは、当該購入手続きにかかる情報をセンターが受信し、有効な購入手続きとして正常に処理された時点で完了するものとし、当行は、購入手続きが完了した場合、お客さまがスポーツじチケットにかかる対象試合等の情報および投票内容について、確認を行ったうえで購入したものとみなします。</p>
<p>第13条 スポーツじチケットの取扱い</p> <p>3.本サービスを利用して購入されたスポーツじチケット本券は、電磁的記録の作成をもって、その作成に代えることとし、当該電磁的記録は、センターが管理します。</p> <p>4.お客さまは、本サービスを利用して購入したスポーツじチケットについて、払戻金等に関する請求権、その他一切の権利を第三者に譲渡することはできません。</p>	<p>第13条 スポーツじチケットの取扱い</p> <p>3.本サービスを利用して購入されたスポーツじチケットの所有権は、購入手続き完了と同時にセンターからお客さまに移転します。</p> <p>4.お客さまは、本サービスを利用して購入したスポーツじチケットについて、所有権、払戻金等に関する請求権、その他一切の権利を第三者に譲渡することはできません。</p>
<p>第15条 払戻金の受取</p> <p>1.お客さまが本サービスを利用して購入したスポーツじチケットの投票内容がセンターが定める等級の種類のいずれかに該当した場合又は特払金に該当した場合、「スポーツじ約款」の定めに関わらず、当行はセンターの指示に基づきお客さま口座に当該払戻金を入金します。</p> <p>2.払戻金は、原則として、センターの定める払戻開始日から3営業日後（営業日とは、銀行法に定める銀行の休日を除く日をいう）に入金します。ただし、払戻開始日および払戻期限は予定日であり、対象とする試合又は競技会の結果確定の都合等、センターにより変更される場合があります。</p>	<p>第15条 払戻金の受取</p> <p>1.お客さまが本サービスを利用して購入したスポーツじチケットの予想内容が「スポーツじ約款」に定める各等の結果内容のいずれかに該当した場合、「スポーツじ約款」の定めに関わらず、当行はセンターの指示に基づきお客さま口座に当該払戻金を入金します。</p> <p>2.払戻金は、原則として、センターの定める払戻開始日から3営業日後（営業日とは、銀行法に定める銀行の休日を除く日をいう）に入金します。ただし、払戻開始日および払戻期限は予定日であり、対象とする試合の結果確定の都合等、センターにより変更される場合があります。</p>
<p>第16条 返還金の受取</p> <p>1.お客さまが、本サービスを通じて購入したスポーツじチケットが「スポーツじ約款」第9条の規定により発売されなかったとみなされ、その購入金額を返還金として受取ることができる場合、「スポーツじ約款」の定めに関わらず、当行はセンターの指示に基づきお客さま口座に当該返還金を入金します。</p>	<p>第16条 返還金の受取</p> <p>1.お客さまが、本サービスを通じて購入したスポーツじチケットが「スポーツじ約款」第10条の規定により発売されなかったとみなされ、その購入金額を返還金として受取ることができる場合、「スポーツじ約款」の定めに関わらず、当行はセンターの指示に基づきお客さま口座に当該返還金を入金します。</p>
<p>第21条 権利帰属およびデータ利用</p>	<p>-</p>

<p>1.本サービスにかかる情報が表示された当行が運営するすべてのインターネットサービス（以下「本インターネットサービス」という）において、Jリーグ及びJクラブのロゴ、エンブレム等の使用に関する権利はすべてJリーグ及びJクラブに帰属します。</p> <p>データ提供：©J STATS/データスタジアム株式会社</p> <p>2.当行およびデータスタジアム株式会社は、本インターネットサービスにおいて表示される試合速報データおよび成績データの情報内容の正確性について責任を負いません。また、お客さまが試合速報データおよび成績データを事業上利用することを禁じます。</p>	-
<p>第 22 条 規約の準用</p>	<p>第 21 条 規約の準用</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>第 23 条 規約の変更</p>	<p>第 22 条 規約の変更</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>
<p>第 24 条 準拠法および合意管轄</p>	<p>第 23 条 準拠法および合意管轄</p>
<p>(省略)</p>	<p>(省略)</p>